

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：株式会社KANSOテクノス
許可番号等：国土交通大臣（般・特-4）第17787号
代表者氏名：岡田 達志
本店所在地：大阪府大阪市中央区安土町1-3-5

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

- 期間
令和7年2月19日から令和7年3月12日までの22日間
- 停止を命ずる営業の範囲
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県における土木工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

3. 処分理由

上記の建設業者は施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日及び令和6年7月17日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。

当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。

このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められる。

以上

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：株式会社かんでんエンジニアリング
許可番号等：国土交通大臣（般・特-2）第1468号
代表者氏名：大久保 昌利
本店所在地：大阪府大阪市北区中之島6-2-27

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1 期間

令和7年2月19日から令和7年3月12日までの22日間

2 停止を命ずる営業の範囲

新潟県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県におけるとび・土工工事業、電気工事業及び管工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

3. 処分理由

上記の建設業者は施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日及び令和6年7月17日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。

当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。

このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められる。

以上

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：関電プラント株式会社
許可番号等：国土交通大臣（般・特一6）第3636号
代表者氏名：北村 仁一郎
本店所在地：大阪府大阪市北区本庄東2-9-18

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

- 期間
令和7年2月19日から令和7年3月12日までの22日間
- 停止を命ずる営業の範囲
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県における管工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

3. 処分理由

上記の建設業者は施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。

当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。

このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められる。

以上